

公益社団法人 日本べんとう振興協会

## 定 款

平成23年7月8日内閣府認可

改正 平成27年5月21日

# 公益社団法人日本べんとう振興協会

## 定 款

### 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本べんとう振興協会（以下「本協会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### 第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 3 条 本協会は、米飯を中心とした主食的調理食品（以下「べんとう等」という。）の消費動向に関する調査・研究、普及及び安全性確保に関する普及振興等を通じて、多様化した消費者ニーズに即応した安全で良質なべんとう等の供給を促進するとともに、米を中心とした食生活の健康面・栄養面における有用性等についての理解促進、食生活指針の普及を図り、もって米の消費拡大、食料自給率の向上、国民の健康増進及び食生活並びに食品の環境改善等その質的向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) べんとう等の消費動向及び消費拡大並びに国民の食生活の質の向上・健康増進、食料自給率の向上等に関する調査・研究、普及促進、宣伝・広報等を通じ米及び農水産物の消費拡大に寄与する
- (2) べんとう等の品質向上及び安全・衛生管理に関する調査・研究・普及並びに資格認定等
- (3) 産業廃棄物の削減、省 CO2、食品リサイクル等の促進、省エネルギー等の削減を通じ、消費者の生活環境に配慮した施策のための調査・研究、普及促進
- (4) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

### 第 3 章 社 員

(本協会の構成員)

第5条 本協会は、本協会の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により本協会の会員となった者をもって構成する。

2 本協会に以下の会員を置く。

(1) 正会員 本協会の事業目的に賛同し、不特定多数の者へのべんとう等の製造又は販売を通じて、米の消費拡大等に協力しようとして入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 本協会の目的に協賛して入会した個人又は団体

3 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額の支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 本定款で称する退会は、法人法上の退社である。

2 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 正会員の全員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 正会員及び賛助会員が本協会の会員資格を喪失した場合、既納の入会金、その他の拠出金品はこれを返還しない。

## 第4章 総会

### (定 義)

第11条 本定款で称する通常総会及び臨時総会は、法人法上の社員総会である。

### (構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

### (権 限)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開 催)

第14条 総会は、定時総会として前事業年度終了後3カ月以内に年1回開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

### (招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### (議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

### (議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### (決 議)

第18条 総会の決議は、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権

の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上16名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を代表理事副会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び代表理事副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、代表理事副会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の構成)

第22条 理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えるものであってはならない。

2 他の同一団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えるものであってはならない。

(監事の構成)

第23条 監事について、当該監事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である監事の合計数が、監事総数の3分の1を超えるものであってはならない。

2 他の同一団体（公益法人を除く）の監事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である監事の合計数は、監事総数の3分の1を超えるものであってはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び代表理事副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は会長及び代表理事副会長を補佐する。

4 会長、代表理事副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会が開催されるときは、これに出席するものとする。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。但し、監事の解任は総会の特別決議を必要とする。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める常勤役員報酬規程により、各々年俸1,200万円(年間)以内の報酬等を支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、代表理事副会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会開催の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故等があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 会長は、理事会開催の日の1週間前までに理事及び監事へ招集通知を発出するものとする。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第34条 理事会決議は、特別の利害関係を有する理事を除く、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、当該提案について監事が異議を述べた場合を除く。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないことができる。ただし、第24条第4項の報告には、当該規定は適用しない。

(理事会運営規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 前項の議事録署名は、当該理事会に出席した代表理事及び監事が記名押印する。

## 第7章 委員会

第40条 本協会の事業を推進するため、理事会はその決議により、委員会を設置することができるものとする。  
2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別途定める委員会規程による。

## 第8章 会計

(事業年度)

第41条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。



(事業計画及び収支予算)

第42条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下収支予算書等という）については、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 本条第1項の収支予算書等については、毎事業年度の開始の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第44条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総議決権の過半数を有する正会員が出席し、正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算

定し、第43条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第46条 本協会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1箇月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体または同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 本協会が、清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第49条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第10章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第50条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 附 則

第1条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

第2条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条

の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度開始日とする。

第3条 この法人の最初の代表理事は安田定明及び陶新二とする。

第4条 本協会の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による移行登記時の役員は、次の通りとする。

会長	安田 定明
代表理事副会長	陶 新二
副会長	大村 近三郎
副会長	反田 喜久雄
専務理事	樋浦 憲次
理事	新 壽夫、伊藤 蓮太郎、加藤 新悟、金子 照明、川井 英雄、 北村 章三、見目 洋子、河野 一世、永井 勝明、中村 壽美子、 松本 隆次
監事	赤羽 眞太郎、中嶋 重俊、中島 三郎

附 則（平成27年5月21日）

この定款は、主たる事務所の移転が完了した日（平成27年6月20日）から施行する。